

米国関連資料

米国特許商標庁 (USPTO)、Informative な審決を発表  
～101 条 (特許適格性) 違反の解消に有用な PTAB 審決の紹介～

2020年1月27日

特許業務法人

**HARAKENZO**  
WORLD PATENT & TRADEMARK

■キーワード：101 条 (特許適格性)、ニューラルネットワーク (AI)、音声認識システム

## 1. はじめに

2019 年 1 月 7 日、USPTO は、"2019 Patent Eligibility Guideline"を発表した。連邦最高裁判所判決 (*Alice Corp. v. CLS Bank International (2014)*) によって特許適格性が厳しく判断されていたが、"2019 Patent Eligibility Guideline"が発表されるなど、特許適格主題は以前よりも緩やかに判断されるようになった。

しかしながら、多くの実務家が指摘するように、USPTO 審査にはバラツキが多く、すべての審査が"2019 Patent Eligibility Guideline"通りに行われるとは考え難い。実務家は、101 条違反を受けた場合に効率的に対処する術を知っておくべきであろう。

2019 年 12 月 11 日、USPTO は、特許審判部 (PTAB: Patent Trial and Appeal Board) での 3 件の審決を "Informative" と認定した。そのうちの 1 件では、"2019 Patent Eligibility Guideline"に基づいて審査官の認定が覆されている。この件に関し、以下に詳細に説明すると共に、実務上留意すべき事項について説明する。

【全 4 頁】

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、  
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長：岡部 泰隆（大阪本部在籍）

TEL：06-6351-4384（代表）

E-Mail：iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。

当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【ウェブサイト・facebook】

当事務所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。  
是非ご参照下さい。

<総合ウェブサイト> :<http://www.harakenzo.com>

<商標専門サイト> :<http://trademark.ip-kenzo.com>

<意匠専門サイト> :<http://design.ip-kenzo.com>

<法務部 facebook> :<https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>

<広島事務所 facebook> :<https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>

※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。